

子育て支援税制の検討

制度調査部

齋藤 純

「N分N乗方式」とは？

【要約】

自民党の税制調査会で検討されている子育て支援税制が注目を集めている。現在の所得控除(扶養控除)を、扶養控除の控除額拡大、税額控除方式への移行(子供1人当たり一定額の税額控除)、世帯単位課税への移行(N分N乗方式の採用)のいずれかに見直すことを検討している。

本稿では、この3案の概要を解説する。

自民党の税制調査会が、2007年度税制改正に向けた議論を開始している。例年、自民党税調が本格的に議論を開始するのは年末近くであるから、今年は、大幅に前倒ししてスタートしたことになる。自民党税調が早々と議論を始めたのは、政府が6月に、歳出・歳入の一体改革をとりまとめる予定となっており、それまでに党としての方針を固めておく必要があるためである。

この自民党税調の議論の中で注目されているのが、少子化対策としての子育て支援税制の検討である。伝えられているところでは、現在の所得控除(扶養控除)を次のいずれかに見直すことが検討されているとのことである¹。

扶養控除の控除額拡大
税額控除方式への移行(子供1人当たり一定額の税額控除)
世帯単位課税への移行(N分N乗方式の採用)

以上の3案はいずれも、2005年6月に、政府税制調査会がとりまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中でも取り上げられていた。以下では、この3案について解説する。

■子育て支援税制3案の概要

1. 扶養控除の控除額の拡大

現在の所得税法では、生計を一にする親族等(配偶者を除く)を有する場合には、親族等1人につき38万円の所得控除が認められる(親族等の合計所得金額が38万円以下の場合に限る)。親族等の年齢が16歳以上23歳未満である場合には、控除額が63万円に増額される仕組み(特定扶養控除)となっており、現行の扶養控除も子供を持つ世帯に一定の配慮を行っているといえる。

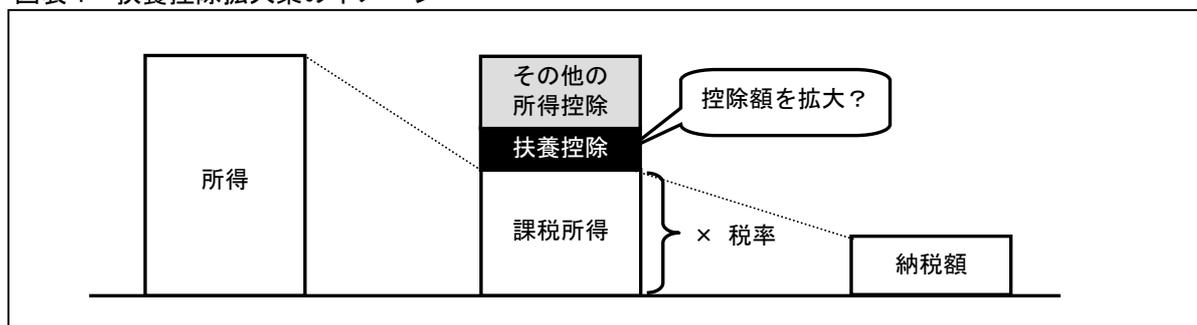
子育て支援税制の1つ目の案は、この扶養控除の控除額を引き上げようというものである。

扶養控除額が引き上げられれば、子供を持つ世帯では税負担の軽減につながる。しかし、この案は、所得が多い納税者ほど減税効果が高いという特徴を持つ。つまり、扶養控除の拡大により課税所得

¹ 日本経済新聞 2006年3月16日・3月23日など。

が減少するとしても、減少する課税所得に対する適用される税率が高所得者ほど高いためである。

図表1 扶養控除拡大案のイメージ

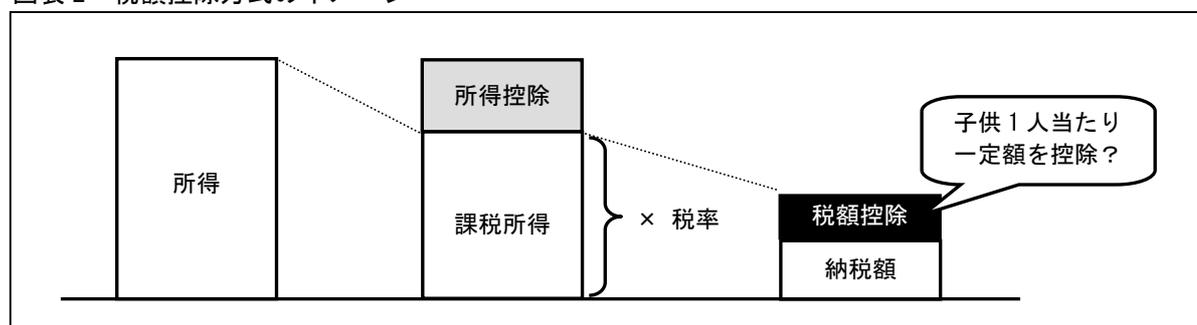


2. 税額控除方式への移行

2つ目の案は、現在の所得控除方式を、税額控除方式に変更するものである。控除税額を、子供1人当たり一定額とすることにより、原則として、所得金額によって減税効果が異なるということとはなくなる。

ただし、税額(税額控除前の税額)が控除税額を下回る場合や、そもそも納めるべき税額がない者の場合、減税効果が限定的となるか、又は減税効果が及ばないこととなる。

図表2 税額控除方式のイメージ



3. 世帯単位課税への移行

3つ目は、全く新しい考え方で、課税単位(現在は個人単位)を世帯ごとに変更しようというものである。つまり、配偶者を有する場合には夫婦が1つの課税単位となり、扶養親族を有する場合には夫婦及び親族等が1つの課税単位となる。政府税制調査会の「個人所得課税に関する論点整理」では、「N分N乗方式」と紹介されている。

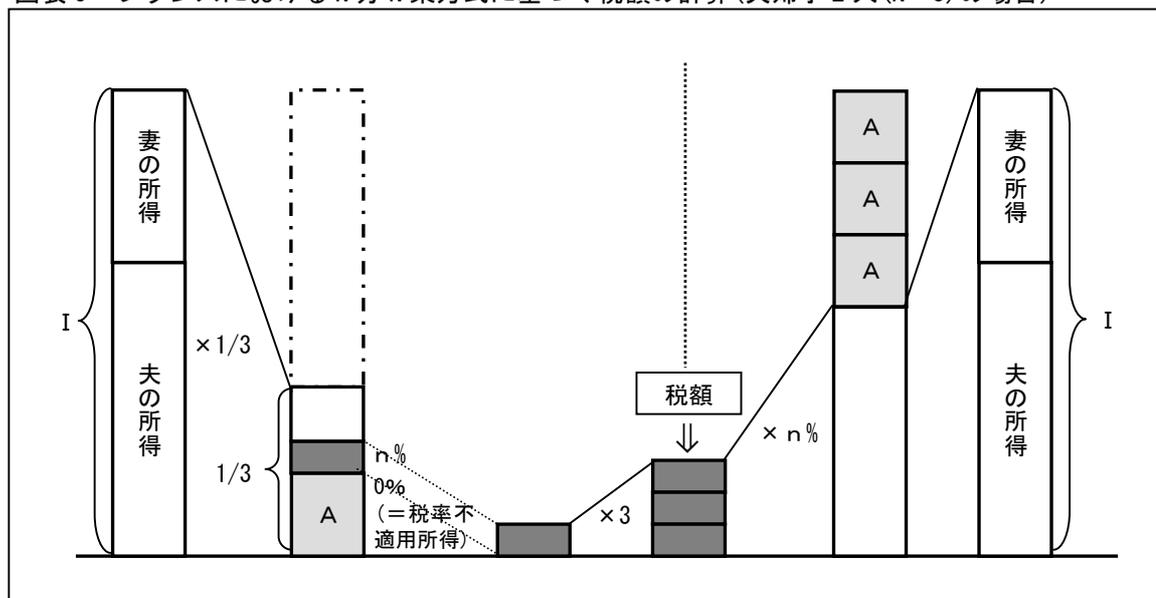
「N分N乗方式」の税額計算の手順を大まかに示すと、次のようになる。次ページに、政府税制調査会の資料に掲載されている「N分N乗方式」のイメージ図を載せる。

- 1) 夫婦及び親族等の所得を合算する
- 2) 合算した所得金額を世帯の人数(N)で割る
- 3) 所得控除を行う
- 4) 税率を掛ける
- 5) 4)で算出された金額に世帯の人数を掛け、納税額を算出する

世帯の人数に応じて課税所得が平準化されるため、適用税率が低下し、基礎控除などを世帯の人数分だけ受けることができる。このため、大家族ほど減税効果が高くなる。共働きの夫婦のみの世帯では基本的に税負担は変わらないが、専業主婦(主夫)や同居の親族等を有する世帯では、世帯全体の納税額が減少することとなる。

「N分N乗方式」はフランスで採用されている²。また、夫婦を1つの課税単位とする「2分2乗方式」は米国やドイツで採用されている³。

図表3 フランスにおけるN分N乗方式に基づく税額の計算(夫婦2人(N=3)の場合)



(注1) 子供の所得はなしと仮定。

(注2) 所得控除及び税額控除は、比較便宜のため割愛。

(出所) 政府税制調査会資料

² フランスのN分N乗方式における除数(N)は、次のように世帯の構成人数とは一致しない仕組みとなっている。

- ・ 独身者 1
- ・ 夫婦 2
- ・ 夫婦及び子1人 2.5
- ・ 夫婦及び子2人 3

以下、扶養親族が1人増加するごとに1を加える。

³ 米国及びドイツでは、個人単位と夫婦単位との選択制。